

2011年4月20日 全9頁

子ども手当見直し案についての試算

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

子ども手当（児童手当）改正案実施による財政と家計への影響試算

[要約]

- 子ども手当と高校無償化に関しては、高速道路原則無償化や農家戸別所得補償と併せて以前から野党が強く批判している。東日本大震災の発生後は、これらの政策を廃止して復興財源に充てる要求が強まっており、政府・与党内でも見直すべき旨の意見も見られる。
- 本稿では、子ども手当と高校無償化の2011年度以降の枠組みについて、5つのシナリオを想定して、財政および家計に与える影響を試算した。
- 復興財源のために子ども手当を廃止し児童手当に戻す場合、子ども手当の財源として廃止された年少扶養控除などを元に戻さなければ、最終的には子育て世帯全般について2009年度（子ども手当等の実施前）よりも大幅な負担増となる。
- 東北地方の復興財源は必要だが、負担を子育て世帯に偏重させることは望ましいものではない。子ども手当・高校無償化等を見直すとしても、見直しによって捻出する財源は最大でも民主党政権誕生後に財政規模を拡大させた金額程度までとし、それ以上の財源は一般的な増税で賄うべきであろう。

1. 子ども手当・高校無償化等の検討状況

- 「2011年度税制改正法案」¹や「2011年度子ども手当法案」²について、2010年度内に成立しなかったため、2011年3月下旬に与野党議員により「税制つなぎ法案」³と「子ども手当つなぎ法案」⁴が国会に提出された。
- 「税制つなぎ法案」と「子ども手当つなぎ法案」は2011年3月31日に、衆参両院で可決・成立した。

¹ 本レポートでは、「所得税法等の一部を改正する法律案」および「地方税法等の一部を改正する法律案」の2つを総称して「2011年度税制改正法案」と呼ぶ。

² 正式名称は「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案」

³ 本レポートでは、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」と「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案」を総称して「税制つなぎ法案」と呼ぶ。

⁴ 正式名称は「国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案」

- 「税制つなぎ法案」は、租税特別措置により 2011 年 3 月末まで適用されている税制措置の適用期限を 2011 年 6 月末まで 3 ヶ月延長するものである。
- 「子ども手当つなぎ法案」は、2011 年 3 月末で期限切れとなる「子ども手当」の支給を現行の水準（月額 1 万 3,000 円）で、2011 年 9 月末まで 6 ヶ月延長するものである。なお、当初の政府案（2011 年度子ども手当法案）では 3 歳未満の子に支給される子ども手当を月額 2 万円に増額するものとなっていたが、これは取り下げられた。
- 子ども手当と高校無償化に関しては、高速道路原則無償化や農家戸別所得補償と併せて以前から野党が強く批判している。東日本大震災の発生後は、これらの政策を廃止して復興財源に充てる要求が強まっており、政府・与党内でも見直すべき旨の意見も見られる⁵。

2. 2011 年度当初予算ベースの子ども手当・高校無償化の財源

- 2011 年度当初予算において、子ども手当と高校無償化の支給額と財源をまとめたものが以下の図表である。

図表 1 子ども手当等の改正による財政への影響（2011 年度当初予算ベース、単位：億円）

2010年度改正による施策の財政への影響			2010年度	2011年度	平年度(注2)
手当	子ども手当(月1.3万円)支給(注1)		22,254	27,000	27,000
	高校無償化		3,933	3,922	3,900
必要財源額(A)			26,187	30,922	30,900
財源	児童手当の廃止(財源利用)(注1)		10,160	10,160	10,160
	年少扶養控除の廃止	国税分	818	5,185	5,185
		地方税分	0	0	4,177
	特定扶養控除の縮小	国税分	0	957	957
		地方税分	0	0	392
捻出した財源額(B)			10,978	16,302	20,871
2010年度改正による財政への影響(B-A)			-15,209	-14,620	-10,029

2011年度改正(案)による施策の財政への追加的な影響			2011年度	平年度
手当	3歳未満の子ども手当を月2万円に		2,085	2,400
追加的な必要財源額(C)			2,085	2,400
財源	給与所得控除の上限設定、役員等の縮減	国税分	203	1,195
		地方税分	0	305
	成年扶養控除に所得制限	国税分	132	823
		地方税分	0	327
	退職所得課税の見直し (短期退職役員、住民税10%控除廃止)	国税分	21	94
	地方税分	17	211	
追加的に捻出できる財源額(D)			373	2,955
2011年度改正(案)による財政への追加的な影響(D-C)			-1,712	555
2010年度改正・2011年度改正(案)合計の財政への影響(B+D-A-C)			-16,332	-9,474

(注1) 公務員に対する児童手当・子ども手当については、人件費として予算が計上されているが、その分を含んで表示している。

(注2) 平年度とは、新制度に完全に移行した後の年度のこと。予算額・増収見込み額は、財務省・総務省の試算をもとに作成。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 子ども手当（月 1.3 万円）・高校無償化は、2010 年度より実施され、代わりに児童手当の廃止、年少扶養控除の廃止、特定扶養控除（高校生分）の縮小などの改正が行われた。2011 年度の改正（当初予算ベース）では、3 歳未満の子ども手当を月 2 万円に上乗せする一方、給与所得控除の上限設定などの個人所得税の増税を行うものとなっている。
- 2010 年度改正では、所得税・住民税の増税分・児童手当の財源利用により、平年度で合計 2 兆 871 億円の財源を捻出したが、子ども手当・高校無償化には平年度で 3 兆 900 億円が必要であり、1 兆 29 億円の財源が不足している状況であった。
- 2011 年度改正（当初予算ベース）による所得税・住民税の増税分は、平年度で合計 2,955 億円であり、これは 3 歳未満の子ども手当を月 2 万円に上乗せするために必要な平年度の金額（2,400 億円）を上回る。
- 2010 年度改正と 2011 年度改正（当初予算ベース）を合わせた財政への影響としては、平年度で 9,474 億円の財源が不足しているものであり、実質的に国債発行により財源が補われている状況といえる。

3. 子ども手当・高校無償化について想定される 5 つのシナリオ

- 今後の子ども手当、高校無償化の枠組みについて、筆者は以下の図表の 5 つのシナリオを想定した。

図表 2 子ども手当、高校無償化の枠組みについて想定されるシナリオの概要

シナリオ名	子ども(児童)手当			高校無償化	年少扶養控除廃止などの 個人所得税の改正
	手当支給額	支給対象	所得制限		
① 子ども手当1.3万円	1.3万円/月	中学生まで	なし	無償のまま	予定通り実施
② 子ども手当1万円(所得制限なし)	1万円/月	中学生まで	なし	無償のまま	予定通り実施
③ 子ども手当1万円(所得制限あり)	1万円/月	中学生まで	あり	無償のまま	予定通り実施
④ 児童手当に戻す(税制は元に戻さない)	0.5~1万円/月	小学生まで	あり	有料に戻す	予定通り実施
⑤ 児童手当に戻す(税制も元に戻す)	0.5~1万円/月	小学生まで	あり	有料に戻す	2009年までの制度に戻す

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- シナリオ①～③は、現行の子ども手当の枠組みを基本としつつ、支給額や支給対象を絞るものである。
- シナリオ①は子ども手当 1.3 万円を継続させる現状維持に近いもの、シナリオ③は報道において有力案とされている「児童手当修正案」を元にしたものである⁶。シナリオ②は「児童手当修正案」をベースとしつつ、民主党内に抵抗が強いとされる「所得制限の導入」を除外したものである。
- シナリオ④・⑤は、子ども手当・高校無償化を廃止し、2009 年度までの児童手当の枠組みに戻すものである。
- シナリオ④は、子ども手当・高校無償化を廃止し児童手当を復活させる一方で、年少扶養控除の廃止などの 2010 年度の税制改正や、給与所得控除の上限設定などの 2011 年度税制改正案を予定通り実施するとしたものである。シナリオ⑤は、完全に 2009 年度までの制度に戻すものである（個人所得課税につい

⁵ 4 月 13 日付け読売新聞朝刊 1 面などの報道による

⁶ 4 月 13 日付け読売新聞朝刊 5 面などによると、公明党が提案している「児童手当修正案」は、児童手当支給額を月額 1 万円、支給対象を中学生までとし、所得制限をかけるものようである。公明党案は「児童手当修正案」とされているが、支

て、2010年度税制改正を元に戻し、2011年度税制改正案も撤回する）。

○各シナリオの詳細な前提条件については巻末に記載した。

3. 各シナリオ実施による財政への影響

○シナリオ①～③を実施した場合の財政への影響の試算結果は、以下の図表に示される。

図表3 シナリオ①～③実施による財政への影響（単位：億円）

		シナリオ① 子ども手当1.3万円		シナリオ② 子ども手当1万円 (所得制限なし)		シナリオ③ 子ども手当1万円 (所得制限あり)	
		2011年度	平年度	2011年度	平年度	2011年度	平年度
改正 内容	3歳未満上乘せ支給の断念	2,085	2,400	2,085	2,400	2,085	2,400
	子ども手当を月1万円に減額(A)			2,076	6,228	2,076	6,228
	子ども手当の所得制限の実施(A分を除く)					870	2,611
計(2011年度当初予算比の財政への影響)		2,085	2,400	4,161	8,628	5,031	11,239
2009年度の制度と比べた財政への影響		-14,247	-7,074	-12,171	-846	-11,301	1,765

(注) 財政が好転する方向(税収増・予算減)をプラス、財政が悪化する方向(税収減・予算増)をマイナスで表現した。

各シナリオの詳細な前提は本文を参照。平年度とは、制度改革の完全実施後の年度のことである。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 「シナリオ①子ども手当1.3万円」では、2011年度は当初予算比2,085億円の財源が捻出できる。ただし、2009年度の制度（民主党政権誕生前の制度）と比較すると、2011年度は1兆4,247億円財政を悪化させている。平年度では、2011年度当初予算比で2,400億円の財源を捻出できるが、2009年度と比較するとなお7,074億円財政を悪化させているものとなる。
- 「シナリオ②子ども手当1万円（所得制限なし）」では、2011年度は当初予算比で4,161億円の財源を捻出できる（2009年度比では、1兆2,171億円の財政悪化）。平年度では、2011年度当初予算比で8,628億円の財源が捻出でき、2009年度と比較するとほぼ財政中立となる（2009年度より846億円財政を悪化させている）。
- 「シナリオ③子ども手当1万円（所得制限あり）」では、2011年度は当初予算比で5,031億円の財源を捻出できる（2009年度比では、1兆1,301億円の財政悪化）。平年度では、2011年度当初予算比で1兆1,239億円の財源が捻出でき、2009年度と比較すると1,765億円の財源が余る形となる。

給対象が中学生までであることや支給額が一律となっているため、内容としては「子ども手当」に近いものといえる。

○シナリオ④・⑤を実施した場合の財政への影響は、以下の図表に示される。

図表3 シナリオ④・⑤実施による財政への影響（単位：億円）

		シナリオ④ 児童手当に戻す (税制は元に戻さない)		シナリオ⑤ 児童手当に戻す (税制も元に戻す)	
		2011年度	平年度	2011年度	平年度
改正 内容	子ども手当3歳未満上乘せの断念(A)	2,085	2,400	2,085	2,400
	子ども手当を廃止(A分を除く)	9,000	27,000	9,000	27,000
	児童手当を復活	-3,387	-10,160	-3,387	-10,160
	高校無償化の廃止		3,900		3,900
	2010年度税制改正を元に戻す			-1,536	-10,711
	2011年度税制改正(案)を実施しない			-373	-2,955
計(2011年度当初予算比の財政への影響)		7,698	23,140	5,789	9,474
2009年度の制度と比べた財政への影響		-8,634	13,666	-10,543	0

(注) 財政が好転する方向(税収増・予算減)をプラス、財政が悪化する方向(税収減・予算増)をマイナスで表現した。
各シナリオの詳細な前提は本文を参照。平年度とは、制度改正の完全実施後の年度のことである。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

○「シナリオ④児童手当に戻す(税制は元に戻さない)」では、2011年度は当初予算比で7,698億円の財源を捻出できる。ただし、2009年度の制度(民主党政権誕生前の制度)と比較すると、2011年度は8,634億円財政を悪化させている。平年度では、2011年度当初予算比で2兆3,140億円の財源を捻出でき、2009年度の制度と比べても1兆3,666億円の財源が余る。シナリオ④は、最終的に2009年度よりも子育て関連の予算を大きく減らすものとなる。

○「シナリオ⑤児童手当に戻す(税制も元に戻す)」では、当初予算比で5,789億円の財源を捻出できる(2009年度比では、1兆543億円の財政悪化)。税制も手当も元に戻すのだから、平年度は2009年度と比べ財政中立となる(2011年度当初予算比では9,474億円の財政の好転となる)。

4. 各シナリオ実施による家計への影響

○各シナリオが実施された場合の家計への影響(手取り収入の変化)を試算する。

○夫婦のうちいずれかが働き(給与所得者)、小学生の子どもが1人いる3人世帯を想定し、世帯年収300万円・500万円・700万円・1,000万円・1,500万円の5ケースで分析する。

○児童手当・子ども手当・高校無償化や税制改正による家計への影響は、世帯年収だけでなく、子どもの年齢(3歳未満、3歳～小学生、中学生、高校生)や人数、共働きか片働きかによっても異なってくるが、ここではシナリオ実施による大まかな影響をつかむため、「小学生の子どもが1人いる3人世帯」を代表例として所得別の影響を紹介する。

【2011年度の手取り収入の変化（2010年度比）】

○各シナリオが実施された場合の、家計の2011年度の手取り収入の変化（2010年度比）の試算結果は以下の図表に示される。

図表4 2011年度の家計の手取り収入の変化（2010年度比）

単位：万円、年額		世帯年収				
		300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円
①	子ども手当1.3万円	-1.43	-1.43	-2.90	-5.70	-9.41
②	子ども手当1万円(所得制限なし)	-3.23	-3.23	-4.70	-7.50	-11.21
③	子ども手当1万円(所得制限あり)	-3.23	-3.23	-4.70	-13.50	-17.21
④	児童手当に戻す(税制は元に戻さない)	-6.23	-6.23	-7.70	-13.50	-17.21
⑤	児童手当に戻す(税制も元に戻す)	-5.75	-5.75	-6.73	-11.60	-14.07

(注)夫婦のうちいずれかが働き、小学生の子どもが1人いる世帯。標準的な社会保険に加入。

社会保険料率は2010年度の水準で固定して分析した。生命保険料控除は5万円を適用した。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

○全てのシナリオで家計の2011年度の手取り収入は2010年度比で減少する。もっとも、2010年度比で家計の手取り収入が減少すること自体は2011年度当初予算の段階から決まっていることであった。

○手取り収入の減少額は「シナリオ①子ども手当1.3万円」の場合が最も少なく、年1万4,300円～年9万4,100円となる。3歳未満の上乗せ支給に関しては今回の分析では関係ないので、これが2010年度当初予算の段階で決まっていた内容といえる。

○「シナリオ②子ども手当1万円(所得制限なし)」では、シナリオ①に比べ更に手取り収入が全世界帯で年1万8,000円(3,000円×6か月分)減少し、2010年度比の減少額は年3万2,300円～年11万2,100円となる。

○「シナリオ③子ども手当1万円(所得制限あり)」では、年収1,000万円・1,500万円の世帯で所得制限が適用されるため、シナリオ②に比べ更に手取り収入が年6万円(1万円×6か月分)減少する。2010年度比の減少額は年3万2,300円～年17万2,100円となる。

○「シナリオ④児童手当に戻す(税制は元に戻さない)」では、シナリオ①に比べ、年収300万円・500万円・700万円の世帯(児童手当を受けられる世帯)で手取り収入が年4万8,000円(8,000円×6か月分)減少し、年収1,000万円・1,500万円の世帯(児童手当を受けられない世帯)では年7万8,000円(1万3,000円×6ヶ月)減少する⁷。2010年度比の減少額は年6万2,300円～年17万2,100円となる。

○「シナリオ⑤児童手当に戻す(税制も元に戻す)」では、2012年1月から年少扶養控除が復活することとなるため、2011年度の2010年度比の手取り収入はシナリオ④より若干抑えられる。2011年度の2010年度比の手取り収入の減少額は、年5万7,500円～年14万700円となる。

⁷ 2010年度の子ども手当は月額13,000円であったが、シナリオ④では2011年10月以後、児童手当月額5,000円となる。子ども手当が児童手当に変われば月額8,000円の収入減、所得制限で児童手当が支給されないと月額1万3,000円の収入減。

【平年度の手取り収入の変化】

○各シナリオが実施された場合の、最終的な家計の手取り収入の変化（子ども手当導入前の2009年度と比較）の試算結果は以下の図表に示される。

図表5 最終的な（平年度の）家計の手取り収入の変化（2009年度比）

単位：万円、年額		世帯年収				
		300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円
①	子ども手当1.3万円	4.40	4.40	2.43	4.70	-0.24
②	子ども手当1万円（所得制限なし）	0.80	0.80	-1.17	1.10	-3.84
③	子ども手当1万円（所得制限あり）	0.80	0.80	-1.17	-10.90	-15.84
④	児童手当に戻す（税制は元に戻さない）	-5.20	-5.20	-7.17	-10.90	-15.84
⑤	児童手当に戻す（税制も元に戻す）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（注）夫婦のうちいずれかが働き、小学生の子どもが1人いる世帯。標準的な社会保険に加入。
 社会保険料率は2010年度の水準で固定して分析した。生命保険料控除は5万円を適用した。
 （出所）大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- シナリオ⑤は、当然、最終的な手取り収入は全ての世帯で2009年度と同じとなる。
- シナリオ①・②については、2009年度と比べて手取り収入の増減がプラス4万4,000円からマイナス3万8,400円の範囲に収まっており、2009年度と比べて大幅に負担が増減する世帯はないものといえる。
- シナリオ③では年収1,000万円・1,500万円の世帯の手取り収入の減少が大きく、シナリオ④では年収300万円の世帯も含めて全ての世帯で大幅な（5万2,000円以上の）手取り収入減となる。
- 特に、「シナリオ④児童手当に戻す（税制は元に戻さない）」では、子育て世帯の手取り収入を2009年度よりも大きく減少させるものといえる。

5. 子ども手当・高校無償化の枠組みについての筆者意見

- 最後に、これらの試算を踏まえ、子ども手当・高校無償化の枠組みについて筆者の意見を述べる。
- 子ども手当や高校無償化については、先進諸外国より比較的少ない日本の家族関連支出（歳出だけでなく、税負担の軽減も含む。以下同じ）を増やす施策であり、決して「不要不急」とはいえない面があるように思う。しかしながら、東日本大震災の復旧・復興のために巨額の財源が必要であることと、危機的な財政状況を鑑みると、子ども手当・高校無償化の実施前まで（2009年度の水準まで）家族関連支出を減らすことについては、仕方がないことといえるだろう。
- ただし、「シナリオ④児童手当に戻す（税制は元に戻さない）」については、2009年度の水準よりもさらに大きく家族関連支出を減らすものであり、妥当な施策であるとはいえない。もちろん東北地方の復興財源は必要だが、その負担を子育て世帯に偏重させることは望ましいものではないだろう。
- 東日本大震災の復旧・復興費用を鑑み、子ども手当・高校無償化を見直すのであれば、本稿の5つのシナリオのうちではシナリオ④と、財政支出をほとんど減らさない「シナリオ①子ども手当1.3万円」を除いた3つのシナリオが検討に値するものといえるだろう。

- 筆者としては、シナリオ②・③・⑤のうち、「シナリオ②子ども手当 1 万円（所得制限なし）」が最も妥当なのではないかと思う。
- シナリオ②であれば、2009 年度と比べて平年度の手取り収入が大幅に増減する世帯はない。2009 年度と比べて平年度の手取り収入が、年収 700 万円の世帯でマイナスになる一方で、年収 1,000 万円の世帯がプラスになる「逆転現象」が生じることにはなるが、年間 2 万円程度の差であり、看過できないほどのものではないだろう。
- また、年間 8,000 円ではあるが、年収 300 万円・500 万円の世帯では 2009 年度と比べて平年度の手取り収入が増加することになるので、中低所得世帯を重視する民主党の方針に沿うものといえるのではないだろうか。
- ただし、シナリオ②を実施しても 2011 年度に当初予算比で賄える財源は 4,161 億円（平年度に、2011 年度当初予算比で賄える財源は 8,628 億円）であり、これ以上の財源については、他の施策の見直しや、一般的な増税が必要になってくるものと考えられる。

各シナリオの詳細前提条件

○シナリオ①子ども手当 1.3 万円

- ・子ども手当の支給額は月額 13,000 円を継続する（3 歳未満上乗せ支給は断念）。
- ・子ども手当の所得制限は行わない。支給対象も中学生までで変更しない。
- ・高校無償化は 2010 年度の枠組みを維持する。
- ・年少扶養控除廃止などの個人所得税の改正は予定通り実施する。2011 年度税制改正法案に含まれている給与所得控除の縮減なども予定通り（2012 年 1 月から順次）実施する。

○シナリオ②子ども手当 1 万円（所得制限なし）

- ・子ども手当の支給額は、2011 年 10 月分以後月額 1 万円に引き下げる（3 歳未満上乗せ支給も断念）。
- ・子ども手当の所得制限は行わない。支給対象も中学生までで変更しない。
- ・高校無償化は 2010 年度の枠組みを維持する。
- ・年少扶養控除廃止などの個人所得税の改正は予定通り実施する。2011 年度税制改正法案に含まれている給与所得控除の縮減なども予定通り（2012 年 1 月から順次）実施する。

○シナリオ③子ども手当 1 万円（所得制限あり）

- ・子ども手当の支給額は、2011 年 10 月分以後月額 1 万円に引き下げる（3 歳未満上乗せ支給も断念）。
- ・2011 年 10 月支給分の子ども手当より所得制限を行い、基準以上の所得の世帯には子ども手当を支給しない。所得制限の基準は 2009 年度までの児童手当のもの（世帯構成により年収 800～900 万円程度）を用いる。
- ・子ども手当の支給対象は、中学生までで変更しない。
- ・高校無償化は 2010 年度の枠組みを維持する。

- ・年少扶養控除廃止などの個人所得税の改正は予定通り実施する。2011 年度税制改正法案に含まれている給与所得控除の縮減なども予定通り（2012 年 1 月から順次）実施する。

○シナリオ④児童手当に戻す（税制は元に戻さない）

- ・子ども手当の支給は 2011 年 9 月分をもって廃止し、2011 年 10 月分以降は児童手当を復活させる。
- ・児童手当の支給額は、3 歳未満または第 3 子以降は月額 1 万円、それ以外は月額 5,000 円（2009 年度までと同じ金額）。
- ・児童手当の支給対象は小学生まで（2009 年度までと同じ）。
- ・児童手当には所得制限を行い、基準以上の所得の世帯には子ども手当を支給しない。所得制限の基準は 2009 年度までと同じ基準（世帯構成により年収 800～900 万円程度）を用いる。
- ・高校無償化は 2012 年度より廃止。2012 年度より公立高校の授業料を徴収し、私立高校に対する補助も 2009 年度までの制度に戻す。
- ・年少扶養控除廃止などの個人所得税の改正は予定通り実施する。2011 年度税制改正法案に含まれている給与所得控除の縮減なども予定通り（2012 年 1 月から順次）実施する。

○シナリオ⑤児童手当に戻す（税制も元に戻す）

- ・子ども手当の支給は 2011 年 9 月分をもって廃止し、2011 年 10 月分以降は児童手当を復活させる。
- ・児童手当の支給額は、3 歳未満または第 3 子以降は月額 1 万円、それ以外は月額 5,000 円（2009 年度までと同じ金額）。
- ・児童手当の支給対象は小学生まで（2009 年度までと同じ）。
- ・児童手当には所得制限を行い、基準以上の所得の世帯には子ども手当を支給しない。所得制限の基準は 2009 年度までと同じ基準（世帯構成により年収 800～900 万円程度）を用いる。
- ・高校無償化は 2012 年度より廃止。2012 年度より公立高校の授業料を徴収し、私立高校に対する補助も 2009 年度までの制度に戻す。
- ・年少扶養控除廃止などの個人所得税の改正は元に戻す（住民税の改正は実施せず、所得税は 2012 年 1 月から控除を復活させる）。2011 年度税制改正法案に含まれている給与所得控除の縮減なども実施しない。